別　添

「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表の基準について」
（平成１４年１月１７日国自総第４１５号・国自旅第１４０号・国自整第１３８号）新旧対照表

新	旧
国自総第４１５号 国自旅第１４０号 国自整第１３８号 平成１４年１月１７日 一部改正　平成１９年６月２８日 一部改正　平成２０年１２月２２日 一部改正　平成２２年１２月２５日 一部改正　平成２６年１月２４日 一部改正　平成２８年１１月３０日 一部改正　平成２９年１月１３日	国自総第４１５号 国自旅第１４０号 国自整第１３８号 平成１４年１月１７日 一部改正　平成１９年６月２８日 一部改正　平成２０年１２月２２日 一部改正　平成２２年１２月２５日 一部改正　平成２６年１月２４日 一部改正　平成２８年１１月３０日
各地方運輸局長　殿 沖縄総合事務局長　殿	各地方運輸局長　殿 沖縄総合事務局長　殿
自動車交通局長	自動車交通局長
一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表の基準について	一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表の基準について
一般旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。以下「法」という。）第２７条第４項及び第３１条の規定に基づく命令、法第４０条、タクシー業務適正化特別措置法第５２条第１項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号。以下「タクシー適正化・活性化法」という。）の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を受けた事業者名及び処分内容等を公表することにより、利用者等による事業者の選択を可能とし利用者保護に資するとともに、事業の健全な発達及び輸送の安全確保に資するため、当該公表についての基準を次のとおり定めたので、下記事項について周知徹底するとともに、今後この基準に従い公表を行うこととされたい。	一般旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。以下「法」という。）第２７条第３項及び第３１条の規定に基づく命令、法第４０条、タクシー業務適正化特別措置法第５２条第１項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号。以下「タクシー適正化・活性化法」という。）の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を受けた事業者名及び処分内容等を公表することにより、利用者等による事業者の選択を可能とし利用者保護に資するとともに、事業の健全な発達及び輸送の安全確保に資するため、当該公表についての基準を次のとおり定めたので、下記事項について周知徹底するとともに、今後この基準に従い公表を行うこととされたい。
記	記

１　（略） ２　行政処分等の公表範囲は、次のとおりとする。 (1)～(4)　（略） (5) 法第２７条第４項の命令を受けた一般旅客自動車運送事業者 (6)・(7)　（略） ３～７　（略） 附則　（略） 附則（平成２９年１月１３日　国自安第１９５号、国自旅第３２６号、国自整第２９２号） １．この基準は、平成２９年１月１６日から実施するものとする。	１　（略） ２　行政処分等の公表範囲は、次のとおりとする。 (1)～(4)　（略） (5) 法第２７条第３項の命令を受けた一般旅客自動車運送事業者 (6)・(7)　（略） ３～７　（略） 附則　（略）